

4 公益社団法人 神奈川県薬剤師会 会費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人神奈川県薬剤師会(以下「本会」という。)定款第8条第4項に基づき、正会員及び賛助会員の会費等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会費及び入会金の種別)

第2条 本会会員の会費は、正会員会費及び賛助会員会費とし、各会費の額は年度を単位として別表1のとおりとする。

2 入会金は、入会初年度のみとし、金額は別表1のとおりとする。

3 保険薬局の第1種会員及び賛助A会員は、前年度の月平均の処方せん取扱枚数に応じて、公益法人運営特別会費を別表2により納付するものとする。

(会費等の額)

第3条 種別毎の会費等の額は、総会の決議を経て定める。

(納期及び徴収)

第4条 前条の会費等は、会長の指定する期日までに、本会に納付しなければならない。

(入会及び退会の時期による会費)

第5条 会計年度の4月1日から9月30日までに入会した会員の会費等は、その年度の全額とし、10月1日以後入会した会員の会費等は、その年度の年額の2分の1とする。

2 既納入した会費等は、返還しない。

(督促)

第6条 会費等が会長の指定する納付期日を超えても納付されない場合は、納付期限を付して催告する。

2 納付期日からの延滞期間については、延滞割増金を徴収することができる。

(会員資格の喪失)

第7条 督促通知にも係わらず、会費等の納入を1年間以上滞納した場合、定款第11条第1項により会員資格を喪失する。

(会費等の用途)

第8条 第3条の会費等は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議を経て、総会の決議により行う。

附則

- 1 この規程の施行に際し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は、整備法第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

[登記の日：平成 25 年 4 月 1 日]

別表 1

入会金種別	金額
正会員第 1 種会員の経営者及び賛助 A 会員	60,000 円

会費種別	金額
正会員第 1 種会費	36,000 円
正会員第 2 種会費	14,400 円
賛助 A 会費	33,600 円
賛助 B 会費	7,200 円
賛助 C 会費	120,000 円

別表 2

公益法人運営特別会費

(単位：円)

処方せん取扱枚数 (枚)		金額	処方せん取扱枚数 (枚)		金額
A	100 迄	2,400	I	4,001~5,000	80,400
B	101~300	9,600	J	5,001~6,000	87,600
C	301~500	16,800	K	6,001~7,000	99,600
D	501~1,000	31,200	L	7,001~8,000	111,600
E	1,001~1,500	42,000	M	8,001~9,000	123,600
F	1,501~2,000	51,600	N	9,001~10,000	135,600
G	2,001~3,000	63,600	O	10,001 以上	163,200
H	3,001~4,000	75,600			